

【再生利用交付金】 水利施設や農道等の施設整備も支援します。

**基盤整備
補助率 1/2 以内等**



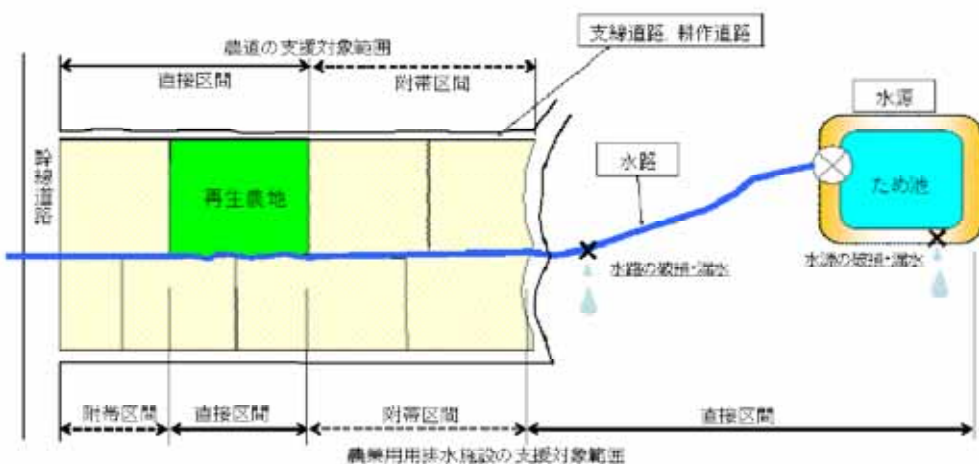
耕作放棄地再生利用緊急対策を活用して再生農地を再生する場合で、周辺の農業用排水施設、農道の整備が必要な場合の支援対象範囲のイメージ

再生農地で実施する暗きょ排水、客土、区画整理、農用地保全に併せて周辺農地も含めて実施する場合の支援対象範囲のイメージ

○下図において、 \longleftrightarrow 又は $\leftarrow\text{---}\rightarrow$ で示した区間が支援対象となる。

- Aが耕作する農地 : 再生農地の引き受け手(A)が耕作する農地であって、再生農地と面的に連担している場合は支援対象(引き受け手が耕作する農地であっても面的に連担していない場合は支援対象外)
- Bが耕作する農地 : 引き受け手以外が耕作する農地であっても、隣接農地のうち、再生農地の整備によって、不可避免的に区画形状や排水等に影響を受ける部分に限り支援対象
- Cが耕作する農地 : 再生農地の引き受け手以外が耕作し、また再生農地に隣接していない場合は支援対象外

- ・ \longleftrightarrow (直接区間) : 再生農地の営農再開に直接的に整備が必要となる用排水施設、農道の整備区間は支援対象
- ・用排水施設の $\leftarrow\text{---}\rightarrow$ (附帯区間) : 直接区間の整備に影響を受け、一体的な整備が必要な区間は支援対象
- ・農道の $\leftarrow\text{---}\rightarrow$ (附帯区間) : 再生農地の引き受け手が面的に連担して耕作する農地が存在する等、一体的な整備が必要な区間は支援対象



Cが耕作 ×	Aが耕作 ○	Bが耕作 ×	Aが耕作 ×
Cが耕作 ×	Aが耕作 ○	Bが耕作 △	Bが耕作 △
Aが耕作 ○	Aが耕作 ○	Aが耕作 再生農地	Bが耕作 △
Aが耕作 ○	Aが耕作 ○	Aが耕作 ○	Bが耕作 △

○ : 支援対象
△ : 不可避免的に影響受ける部分に限り支援対象
× : 支援対象外